

別紙

諮問第1736号

答 申

1 審査会の結論

本件不開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）に基づき、審査請求人が行った「令和〇年〇月〇日付の都知事名の決定にもかかわらず、相変わらずコンプライアンス推進部職員が、公益通報者保護法の理念を捻じ曲げ、どんな通報があっても東京都が勝手に作った規則を盾に、一切受理せず、何の調査もしなくてよい・またはしてはならない、という内容」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和5年9月11日付けで行った本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないとして、本件不開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和5年11月17日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年1月31日に実施機関から理由説明書を収受し、同年6月28日（第249回第二部会）及び同年7月26日（第250回第二部会）の2回、審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

## ア 事案の概要について

審査会が実施機関に確認したところ、事案の概要は以下のとおりである。

実施機関では、公益通報の処理に関する要綱(平成18年3月17日17総人人第1132号。以下「要綱」という。)に基づき、東京都(以下「都」という。)の事務又は事業に係る職員の行為(私生活上の行為を除く。)が法令違反に該当すると思料される場合等に、職員等及び都民等から公益通報を受付する全庁窓口を設けている。

令和5年3月、実施機関は審査請求人から通報を受け付けたが、当該通報は公益通報には該当しないとして審査請求人に通知した。

同年5月、実施機関は審査請求人から公益通報の処理に係る別件開示請求を受けたが、当該請求に係る文書を作成しておらず存在しないとして不開示決定を行った。その後、同年8月に再度、審査請求人から公益通報の処理に係る本件開示請求を受けたが、当該請求に係る文書を作成しておらず存在しないとして本件不開示決定を行った。

## イ 公益通報者保護法が定める公益通報について

公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)2条1項において、同法における公益通報とは、労働者等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、役務提供先又は当該役務提供先の役員等について通報対象事実が生じている旨等を、一定の通報先に通報することをいうと規定されている。

通報対象事実は、同条3項に規定され、法及び法別表に掲げる法律に規定する罪の犯行行為の事実若しくは法及び法別表に掲げる法律に規定する過料の理由とされている事実(同項1号)又は法別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが同項1号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実(同項2号)のいずれかをいうとされている。

通報先は、役務提供先等の他、通報対象事実について処分又は勧告等の権限を有する行政機関等である。

## ウ 東京都公益通報制度について

東京都公益通報制度は、都の事務又は事業に係る職員の行為(私生活上の行為を除く。)が法令(都の条例、規則及び訓令を含む。)違反に該当すると思料される場合

等に、通報を受け付ける制度となっている。

要綱において、3条では職員通報について、4条では都民通報について、8条では公益通報の受理要件について、9条では受理した公益通報の調査の実施等について規定している。

#### エ 本件請求文書の不存在の妥当性について

審査請求人は、本件不開示決定は実施機関の怠業、職権濫用、業務妨害等の地方公務員法違反、刑法犯、法令遵守の義務違反を隠蔽するものであると主張する。

これに対し、実施機関は、公益通報の受理、不受理の要件は要綱に定めるとおりであり、本件開示請求に係る公文書を作成及び取得していないため、本件不開示決定を行ったものであると説明する。

審査会が見分したところ、要綱8条1項において、全庁窓口は公益通報窓口で受け付けた通報が同項各号の要件を全て満たすものである場合に、当該通報を公益通報として受理する旨が規定され、同条5項において、全庁窓口は、公益通報として受理したかどうかを通報者に通知する旨が規定されている。また、要綱9条において、受理した公益通報については、全庁窓口が通報内容に係る事業を所管する局等の局窓口（以下「所管局窓口」という。）と連携して、又は所管局窓口が全庁窓口からの通知を受けて、必要な調査を実施する旨が規定されており、公益通報の処理等についてほかに公文書の作成を必要とする規定は存在しない。

以上のことを踏まえて検討するに、東京都公益通報制度は、要綱において、公益通報の受理要件や受理した公益通報に関する調査の実施等について規定しており、本件開示請求に該当する公文書は存在しないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、本件開示請求に対し、実施機関が不存在を理由として行った本件不開示決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子